

	御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
1	<p>新設する第4条の第1項第1号について「製造」と「開発及び製造」を書き分けているが、その趣旨は何か。「製造」と規定されている号の細分については「開発」は対象にならないと解してよいか。</p>	<p>製造のみを対象とする場合は「製造」、開発及び製造を対象とする場合には「開発及び製造」と規定することとしており、単に「製造」と規定している条文については、御理解のとおり「開発」は対象になりません。</p>
2	<p>新設する第4条の第1項第2号について「ブロックチェーン」は他の法令に見えない語であるが、その定義を明らかにされたい。また、条文上「(・・・をいう。)」のような形で定義を明確化すべきではないか。</p>	<p>ブロックチェーン技術は、一般に、「情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種」を意味し（令和2年版情報通信白書）、政府が公表している各種文書（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等）を含めて一般に用いられていることから、原案のとおりとします。</p>
3	<p>第4条の第2項の「情報通信に係る・・・を含む。」は、いわゆる通信衛星を指すものと理解して良いか（他に本来の目的があって、その目的を達成するために通信機能を有しているのみの衛星は含まれないと考えて良いか。）。また、HAPS（高高度プラットフォーム）では情報通信基盤の整備に衛星ではなく航空機が用いられるが、こういった事業も含まれるか。</p>	<p>御理解のとおり、「情報通信に係る人工衛星」は、いわゆる通信衛星を想定した文言ですが、本規定は、これに限らず「情報通信技術を活用するための基盤の整備（…）に関する事業」が広く対象として規定されています。御指摘のHAPS（高高度プラットフォーム）が本規定の対象となるかは、個別具体の事業内容等に応じて判断することになります。</p>
4	<p>日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化について、本改正は重要物資の開発・製造を行う企業を念頭に置かれていると理解しているが、本邦産業のサプライチェーンの強靱化を図ることを本改正の趣旨とするならば、開発・製造を行う企業のみならず、当該サプライチェーンの中で重要物資等の物流・ディストリビューション機能を担う外国企業についても融資対象に含めることをご検討頂きたい。加えて、実際のビジネスにおけるサプライチェーンの実務を鑑みると、重要物資以外のその他の資源も合同で物流・ディストリビューションしている外国企業（例：当</p>	<p>法律上、「我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で<u>重要な物資（…）の開発（物資にあつては、製造を含む。）に関する事業</u>であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化（…）に必要なものとして財務省令で定めるもの」（法第2条第10号）が対象となることから、本省令において、「サプライチェーンの中で重要物資等の物流・ディストリビューション機能を担う外国企業」を対象とすることはできません。</p>

	<p>該外国企業が、日本企業がオフテイクする重要物資と重要物資以外の資源を合同で輸送する鉄道車両を保有・運営している場合など) に対する融資も対象に含めることをご検討頂きたい。</p>	
5	<p>施行規則の一部を改正する省令案の重要物資の範囲について、以下の太字下線部の追加をご検討頂きたい。</p> <p><重要物資> ・食料の生産（農業・畜産を含む）に必要な穀物・油糧種子・飼料原料、肥料、農機具その他の生産、輸送、集荷、物資の開発及び製造</p>	<p>法律上、「我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資（…）の開発（物資にあつては、製造を含む。）に関する事業であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化（…）に必要なものとして財務省令で定めるもの」（法第2条第10号）が対象となることから、本省令において、「生産、輸送、集荷」に関する事業を対象とすることはできません。</p> <p>なお、本規定では、「食料の生産」について「農業を含む」とした上で、「肥料、農機具」を例として挙げていますが、御指摘の「畜産」に関するものを含め、いかなる物資の開発及び製造に関する事業が本規定の対象となるかは、個別具体の事業内容等に応じて判断することになります。</p>